

「青梅市多摩川沿い地区景観形成基本計画（案）」に関する意見および市の見解

No.	意見等要旨	市の見解
1	基本計画において、地域別（上流・中流・下流）景観形成の考え方を示すことは大変良いことである。四季折々変化する多摩川の自然をより多くの方に理解してもらうには、地域別の特色を大きく打ち出していくことが望まれる。	市としては、基本計画において、上流・中流・下流それぞれの特色に応じて景観形成を進めていくこととしており、今後の景観形成地区の指定や基準の策定においても、地域別の特色を十分に考慮したいと考えています。
2	全域に関わる景観形成施策に「多摩川沿いの散策ルートの連続性を高め」とあるが、上流域から下流域まで連続するようなイメージをもたせることには問題がある。河川区域周辺の遊歩道整備は、自然の保護につながらない。橋詰広場からの眺望の方がよい場所も多い。遊歩道の整備は、指定区間を限って連続性を高めるといふようにできないか。	上流域から下流域まで連続する川沿いの散策路を整備することは困難であることから、既存の道路等も活用しながら“散策路”ではなく“散策ルート”の連続性を確保するとしています。散策路整備については今後、個別の区間ごとに整備を行う場合には、自然環境の保全にも留意しながら検討していきたいと考えています。
3	釜の淵公園周辺を「景観形成地区」に指定し、平成19年7月指定の青梅駅周辺景観形成地区との有機的つながりを高めることが青梅地区の魅力向上になると考える。	景観形成地区の指定および景観形成基準の策定については、来年度以降に検討していく予定ですが、基本計画の44ページに記載しているとおおり、釜の淵公園周辺は景観形成地区の候補と考えています。
4	バーベキューは河原を汚し、飲料水の水質悪化を招く。近隣住民にとってバーベキューは「騒音」「悪臭」「ゴミ放置」など迷惑である。管理された指定場所以外でのバーベキューは禁止する措置が望まれる。	景観形成基本計画は、多摩川沿い地区の景観形成の考え方を示すものであり、具体的な禁止事項まで定めるものではありません。川原でのバーベキューについては、景観的課題として基本計画の16ページに記載しており、景観形成方策（21）において「川原でのバーベキューに関するルールづくりを行うとともに、看板やパンフレット等による啓発活動を行う」と位置づけています。
5	滝ノ上町にある「白滝」は、多摩川には珍しい本流に注ぐ滝である。左岸側に位置することから、周辺整備を行えば、春の桜、秋の紅葉など釜の淵公園を望む良好な視点場ともなる。また、滝ノ上町の町名の由来になった滝でもあり、すぐそばには平成3年に市の史跡として指定された「稚子橋（わかこはし）」の碑もあり、昔の白滝を偲ぶこともできる。このような観点から、「白滝」は景観形成地区内の重要ポイントであるため、その周辺整備をしたらどうか。	景観形成基本計画は、多摩川沿い地区の景観形成の考え方を示すものであり、個別具体の施設整備計画を定めるものではありません。ご指摘いただいた「白滝」については、景観形成地区の指定候補である釜の淵公園周辺に位置していることから、次年度以降に検討を進める景観形成計画の中で、その景観上の位置づけについて検討します。
6	現在でも有名な「釜の淵」をはじめ、「不動淵」や「カンテン河原」など、川には各場所に様々な呼び名が付いている。この機会を利用し、流域を通じての「淵」「瀬」「河原」などの名称を調査し、マップに落とすなどして復活させれば、多摩川がより市民に親しみやすいものになると思う。	昔から親しまれてきた多摩川の地形等にもとづく各場所の呼び名を調査し、多摩川に関わる地名や呼び名について情報発信していくことは、市民に親しみを持ってもらうために有効であると考えられるため、景観形成施策の一つとして加えることが適当と考えます。
7	鮎美橋と柳淵橋から眺めると、バーベキューの直火で黒焦げた焼き跡のある河原、散乱したスーパーマーケットのレジ袋に入れられたゴミなどが見られ、非常に残念である。	川原でのバーベキューについては、景観的課題として基本計画の16ページに記載しており、景観形成方策（21）において「川原でのバーベキューに関するルールづくりを行うとともに、看板やパンフレット等による啓発活動を行う」と位置づけています。
8	釜の淵公園において、ビニール袋に犬の糞を入れて捨てる、犬のリードを外して放すなど、飼い主のマナーが悪い。	釜の淵公園に限らず、飼い主のマナーに関する啓発等については、課題ではありますが、本計画へ反映することは考えておりません。
9	現在、釜の淵公園周囲の植物リストを作成中であり、今後、植物探察路を計画の中に入れていただきたい。	景観形成基本計画は、多摩川沿い地区の景観形成の考え方を示すものであり、具体的に植物探察路等の整備を位置づけるものではありません。ご指摘いただいた植物探察路については課題と考えますが、本計画への反映は難しいと考えます。

No.	意見等要旨	市の見解
10	<p>カヌーをする人が写真の撮影スポットでたむろしていたり、御岳橋の上・下流でコースを設定し、川の上にロープを張り巡らせて練習しており、綺麗な多摩川を見に来た人は皆がっかりしている。また、コースロープを張る際、岩に直接金具を打ち込んでいるが、国立公園内でこのようなことは許されるのか。</p> <p>ラフティングでは大声で奇声を上げたり、ゴムボートを河原に置きっぱなしにしたり、休日などは朝から何台もの車を駐車して川遊びやハイキングに来る人の駐車場（軍畑園地の駐車場など）を占拠したりしている。また、釣り人とのトラブルも絶えない。</p> <p>河原の岩を利用してボルダリングの練習をしているが、岩についた滑り止めの白い粉をそのままにして帰ってしまい、岩は汚れ放題である。</p> <p>静かで、美しい多摩川を守るため、上記の行為は是非禁止にしてほしい。</p>	<p>景観形成基本計画は、多摩川沿い地区の景観形成の考え方を示すものであり、河川利用の具体的な禁止事項まで定めるものではありません。しかし、カヌーやラフティング、ボルダリングの利用に関わるルール等については課題であると考えます。景観の課題として基本計画の16ページに記載しており、景観形成方策においてもバーベキューと同様に「ルールづくり、看板やパンフレット等による啓発活動を行う」と位置づけます。</p>
11	<p>「川沿い散策ルートの連続性確保・川へのアクセス性の向上」について、市内には安心してウォーキングができる場所が少ないため、左右岸を各橋で繋ぐようにしてほしい。</p>	<p>景観形成基本計画は、個別具体の施設整備計画ではなく、多摩川沿い地区の景観形成の考え方を示すものです。橋梁については既存のものも含め、必要な景観配慮について、第4章方向性8-(23)で位置づけを行っております。</p>
12	<p>釜の淵辺りに多摩川の自然や成り立ちなど学びや水辺の遊びなどを教えるような場所をつくってはどうか。</p>	<p>景観形成基本計画は、多摩川沿い地区の景観形成の考え方を示すものであり、個別具体の施設整備計画を定めるものではありません。釜の淵公園周辺については、第4章方向性7-(20)で「釜の淵公園の魅力向上」を図ることとしております。</p>
13	<p>漁協と協力して多摩川にキャッチアンドリリースの区間をつくって頂きたい。ここ数年、解禁日数日と放流日数日しか釣り人と魚がいらないような状況である。魚がいれば都心から近いので、年間を通して釣り人は来てくれると思う。自然再生できる種沢の保護や、水生昆虫が住みやすい川づくりなど、イギリスのリバーキーパーのような雇用も確保できるのではないかと。</p>	<p>景観形成基本計画は、多摩川沿い地区の景観形成の考え方を示すものであり、具体的な事業手法等までを定めるものではありません。ご提案のキャッチアンドリリースの区間や、リバーキーパーの考え方については課題と考えますが、本計画へ反映することは考えておりません。</p>
14	<p>景観形成基準へ「適合」という言葉を使っているが、実質的には規制である。不利益ばかりを押し付けられると規制を破る者が必ず出てくる。ムチだけでなく、補助金や税優遇などのアメも必要である。例えば、住宅の基礎コンクリートを表面緑化した場合、温暖化防止効果ありとみなして補助金を出す。また、伐採が基準に従って行われた場合は、木材を市が積極的に買取り、老朽化したバス停のベンチに使用する、などが考えられる。基準を遵守することがお得、楽、簡単、早いということになるような方策を出して、市民が自発的に基準を守ろうとする方向へ誘導すべき。</p>	<p>ご意見のように、規制だけでなく良好な景観形成を積極的に誘導していくような方策が必要と考えます。先行して景観形成地区に指定している青梅駅周辺地区では、修理・修景基準にもとづいて歴史的建築物の修理や修景を行う場合は、その外観について技術的援助や助成が受けられる制度を設けています。今後、多摩川沿い地区についても、景観形成地区の指定と合わせて検討します。</p>
15	<p>都市計画の絶対高さ制限の設定では、既存マンションを考慮していただきたい。将来、高さ制限により現在地での建て替えを断念せざるを得なくなった場合、市に損害賠償を請求される可能性がある。</p>	<p>平成16年に10mまたは12mの高さ規制を行う高度地区を指定した際には、規制値を超える高さの既存建築物を高度地区内に含まないようエリアを設定しています。方向性2-(9)に定める「絶対高さ制限付き高度地区のエリアを拡大」を検討する際にも十分な配慮が必要と考えます。</p>

意見募集期間 平成25年3月1日(金)～3月15日(金)  
意見応募者数 6人  
意見応募件数 15件